

# 中国からみた日中の知財業界に対する所感

会員 西内 盛二

## 要 約

2016年、中国における特許出願件数は1,338,503件（日本の4.20倍）、実用新案出願件数は1,475,977件（日本の227.8倍）、意匠出願件数は650,344件（日本の21.1倍）に達しています。また、中国における知的財産権民事事件一審の件数は136,534件（日本の256倍）、無効審判の件数は3,969件（日本の22.6倍）に達しています。また、最近の中国の特許権侵害訴訟では損害賠償額が高額化する傾向にあり、今後、中国における特許権侵害訴訟の増加と損害賠償額の高額化は日本企業にとって避けては通れない問題になると思います。急速に変化する中国知財業界について、中国現地からみた所感を述べさせてもらうとともに、現地の生活環境、業務環境についてご紹介します。

## 目次

1. はじめに
2. 中国知財業界の最近の動向について
3. 現地の生活環境、業務環境について
4. 海外で働くメリット
5. 最後に

に移行するプロセスの中で中国知財に関する一連の実務を経験できたことは非常に幸運だったと思います。

今回、日本弁理士会から海外で働く日本弁理士について特集をするということで執筆のご依頼をいただきましたが、この機会を利用して、中国現地からみた中国知財業界、日本の外から見た日本知財業界について所感を述べさせてもらうとともに、現地の生活環境、業務環境についてご紹介させていただきたいと思えます。

### 1. はじめに

私は2005年の秋から中国の特許事務所で働くために北京に在住しています。当時は中国で長期間働いた経験がある日本の弁理士はほとんどおらず、他の弁理士とのキャリアの差別化を考えて、2、3年、中国で実務を勉強して日本に帰る予定でした。しかしながら、実際に中国で働いてみると、変化が早く、知的な刺激には事欠かない中国での仕事の面白さにどっぷりとはまってしまい、あっという間に12年が過ぎてしまいました。

転職率の高い中国人に影響されたのか、思いがけず、この12年の間に中国で2回も転職を経験することになってしまいました。現在は優秀な同僚にも恵まれ、北京ユニインテル特許事務所（UNI-INTEL Patent and Trademark law firm）という中国の特許事務所でシニアパートナー兼東京ブランチ代表として中国と日本を行き来しています。

12年もの長期にわたって日本の特許実務から離れるということは日本の弁理士としてリスクかもしれませんが、中国の知財業界が黎明期から成長期に急速

### 2. 中国知財業界の最近の動向について

最近、日本人の知り合いから「今、中国は特許バブルなのか？」という質問をよくされます。私は「たぶん、そうだと思います（後述するように、近年の中国特許出願の増加率は高すぎます）」と答えるようにしていますが、その一方で、次々に出される知的財産に関する制度や特許権侵害訴訟における損害賠償額の高額化など、中国のほうは日本より本気で知的財産立国を目指しているんじゃないか？と思うときがあります。

図1は中国專利出願件数の推移を示すグラフです（中国の実務では、日本の実務でいう特許を發明專利、実用新案を実用新型專利、意匠を外観設計專利といいます。以下、単に專利といった場合には、發明專利、実用新型專利、外観設計專利の3つが含まれます）。2012年以降、意匠出願は頭打ちになっていますが、そ

れでも 2016 年の意匠出願件数は 650,344 件もあり、日本の 21.1 倍（日本における 2016 年の意匠出願件数は 30,879 件）になっています。一方、特許と実用新案の出願は増加傾向を維持しており、特許出願件数は 1,338,503 件で日本の 4.20 倍（日本における 2016 年の特許出願件数は 318,381 件）、実用新案出願件数は 1,475,977 件で日本の 227.8 倍（日本における 2016 年の実用新案出願件数は 6,480 件）になっています。つまり中国は、特許の質の面はともかく、少なくとも量の面では既に日本の特許出願件数を大きく上回っています。また、実用新案出願が非常に多いのも日本と大きく異なる点です。このため、中国においては他社の特許対策だけでなく、実用新案対策も必要になります。

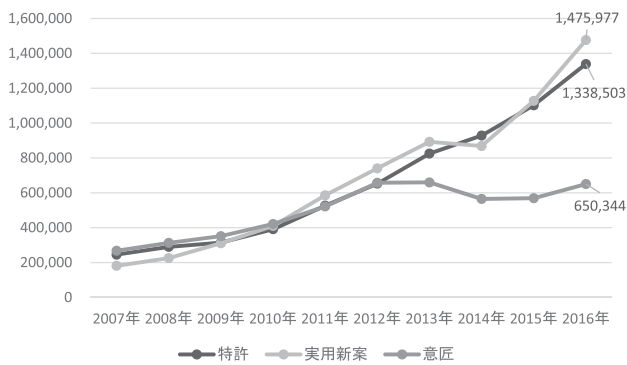


図1 中国特許出願件数の推移

図2は全国地方人民法院が受理、裁判が終結（既済）した知的財産権民事事件一審の件数の推移を示すグラフです。同グラフにおいて受理（全体）、既済（全体）の折れ線は左側の縦軸に対応し、既済（涉外）、既済（台湾・香港・マカオ）の折れ線は右側の縦軸に対応しています。日本における 2015 年の知的財産権民事事件一審の受理件数は 533 件なので、中国では、毎年、日本の 200 倍以上の知的財産権民事事件が提起されていることとなります。また、裁判の当事者として在外者（外国籍（涉外）、台湾籍、香港籍、マカオ籍の当事者）が含まれる案件は裁判全体の 2.1%しか存在せず、現状、中国での知財訴訟のほとんどは内国民同士の戦いであることがわかつてと思います（ただし、外国企業の中国現地子会社が当事者の場合、統計データ上は内国民としてカウントされるので図2のような統計データを見るときは注意が必要です）。

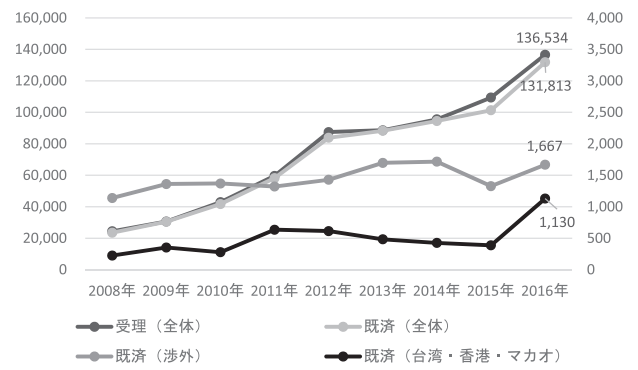


図2 全国地方人民法院が受理、既済した知的財産権民事事件一審の件数の推移

また、図3は知的財産権民事事件一審における知的財産権の種別の推移を示すグラフです。中国の訴訟で最も使われている権利は著作権で、2016年の統計データでは全体の 64%を占めています。また、商標権は2番目に多く、全体の 20%を占め、専利権は3番目に多く、全体の 9%を占めています。専利権に関する訴訟は 2010 年から 2016 年のわずか 6 年の間に 2 倍以上に増えています。

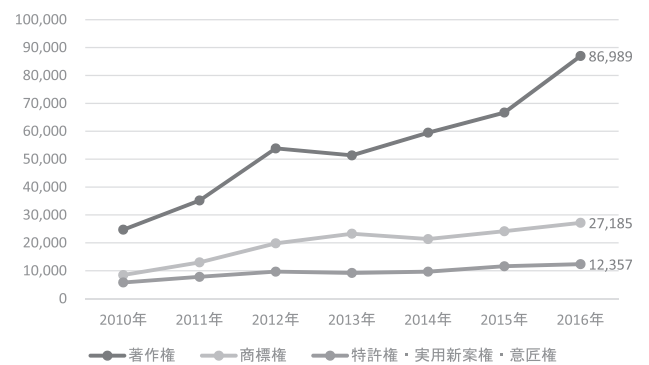


図3 知的財産権民事事件一審における知的財産権の種別の推移

また、図4は中国における無効審判の件数の推移を示すグラフです。同グラフにおいては、特許、実用新案、意匠の無効審判の合計件数を示し、また、参考のために日本における特許、実用新案、意匠の無効審判の合計件数も併せて示しています。無効審判は特許権侵害として訴えられた時の対抗手段として提起されるケースが多いと思いますが、図4から、中国では毎年、日本の 11 倍～23 倍の無効審判が提起されていることがわかつてと思います。

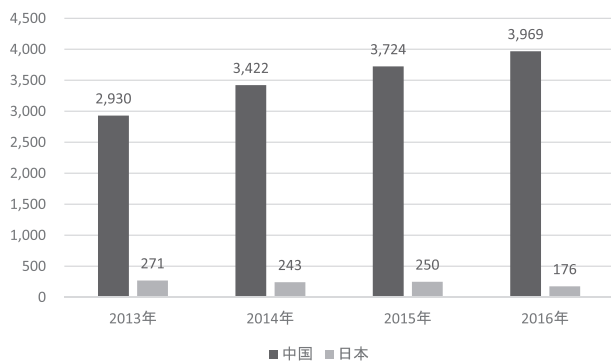


図4 中国における無効審判の件数の推移

上述した統計データからもわかるように、中国では日本より訴訟、無効審判の件数が非常に多くなっており、中国企業の知財部員、中国特許事務所の代理人は、日本企業の知財部員、日本特許事務所の代理人より実践で経験を積むチャンスがあります。この点について、私の知り合いの日本企業の知財部長さんは、「今の中国は、中国企業同士で紅白戦をやっているようなもので、経験を積めば、そのうち外国企業に対して対外試合も行くだらう」と言っています。実際、中国通信機器大手の華為技術（Huawei Technologies）が特許権侵害としてサムスン電子の中国子会社を訴えた裁判では、今年（2017年）の4月にサムスン電子の中国子会社に対し、華為技術の特許を侵害したとして8,000万元（13億2,000万円）の支払いを命じる判決が出されており、中国企業が外国企業から高額な賠償金を勝ち取るという事例が生じています。

また、最近の中国の特許権侵害訴訟では、損害賠償額が高額化する傾向にあり、上述した華為技術 vs サムスン電子以外にも、弊所で無効審判を担当した、北京握奇数据システム有限公司（Watchdata Technologies）vs 恒宝股フェン有限公司の特許権侵害訴訟でも5,000万元（8億2,000万円）の賠償金が認められています。また、損害賠償額の高額化について、私の知り合いの元最高人民法院裁判官の弁護士は、中国の裁判官は自分で高額な損害賠償にかかわる判決を出したいと考えており、適切な案件さえあれば今後も高額賠償が出ることは間違いないと言っています。

また最近では、米国で米国企業等に訴えられた中国企業が、逆に中国で米国企業等を訴え返すというケースが増えてきています。つまり最近では、サッカーの試合と同様に、特許権侵害訴訟についても米中でホーム & アウェイ方式で戦われているケースが増えてきていま

す。サッカーの国際試合も、国際的な特許権侵害訴訟も、国際ルール（特許権侵害訴訟については各国ごとに法律、運用が若干違いますが、ここでは基本的なルールは国際的にほぼ同じという程度の意味で「国際ルール」という表現を使っています）に則って行われ、ホームでやるほうが有利であるという点で両者は似ていると思います。この点は、中国、米国、日本にかかわらず、ある程度、どの国でも同じだと思います。

ところで、米国では懲罰的損害賠償制度（いわゆる三倍賠償制度）が導入されていますが、中国でも現在、改正作業が進められている第四次専利法改正で懲罰的損害賠償制度を採用することが検討されています。一方で日本では懲罰的損害賠償制度を採用していません。今後、日本企業と中国企業の間でホーム & アウェイ方式で国際的な特許権侵害訴訟が行われることが増えた場合、このような両国の損害賠償制度の相違は日本企業にとって不利になるのではないかと思います。具体的には、サッカーの試合では日本チームが不利な中国（アウェイ）で得点したら得点が2倍になるのに対し、特許権侵害訴訟では、中国の第四次専利法改正で懲罰的損害賠償制度が導入された場合、中国企業が中国（ホーム）で得点した場合（侵害と認められた場合）、最大で3倍の賠償金がもらえることとなります。一方、日本企業が日本（ホーム）で得点しても（侵害として認められても）最大で1倍（逸失利益分）しか賠償金はもらえません。

近年、ハイアール（海爾集団）による三洋電機の白物家電事業の買収や台湾の鴻海（ホンハイ）精密工業によるシャープの買収、美的集団による東芝の白物家電事業の買収など、中国、台湾企業による日本企業の買収が増えており、また、華為技術（Huawei Technologies）のスマートフォンも日本市場で一定のシェアを占めるようになってきています。このように日本市場に中国、台湾企業が進出してきている現状では、法理論はともかく、米中では三倍賠償制度が認められるのに対し、日本では三倍賠償制度が認められないのは、日本企業にとって不利になるのではないかとちょっと心配です。

今後、中国における特許権侵害訴訟の増加と損害賠償額の高額化は日本企業にとって避けては通れない問題になると思います。中国における特許紛争に関する問題解決能力は、代理人としての私個人のスキルとしても、事務所全体の体制としても緊急かつ重要なタス

クになると考えています。

### 3. 現地の生活環境、業務環境について

現地の生活環境について、知り合いからよく聞かれる話題としてPM2.5（大気汚染）の問題、反日感情の問題があります。

大気汚染の問題については最近では若干改善されてきましたが、日本と比べるとまだまだ環境は悪く、問題は深刻です。中国では日本メーカーの空気清浄機がかなり売っていますが、我が家にも小学生の子供が二人いるので大気汚染にはかなり気を使っており、日本メーカー各社の空気清浄機を買いそろえています。また、日本の環境基準で判断すると、屋外活動を控えないといけない日がほとんどなので、子供たちを外で遊ばせてあげることができず、この点については、家族には私の仕事につき合わせるようになってしまい、申し訳なく思っています。

反日感情の問題については、毎日、テレビで抗日戦争ドラマが放送されているので、一般的には日本人にいい印象を持っていない中国人は少なくないと思います。ただ、多くの中国人にとっては日本人に接する機会が少なく、日本に対する情報が偏っているだけなので、実際に中国人と付き合ってみると、反日感情の問題のことで嫌な思いをすることはさほど多くはないと思います（たまに本当に腹が立つこともあります）。特に中国の特許事務所内では、日本に興味があって日本語を勉強した人が多いので日本に対して好意的な印象を持っている人が多く、幸いなことに私は中国の特許事務所働いていて嫌な経験をしたことは一度もありません。日本のアニメや漫画、ドラマを見て日本語を勉強した若者も多く、日本のソフト・パワーが日中友好に非常にいい効果を与えているのはまぎれもないと思います。

衣食住の「食」については、中華料理はおいしいですし、北京では日本の食料品を購入するのも難しくないので、あまり不自由はないと思います。ただ唯一の不満としては、スイーツに関しては下手な現地のケーキ屋さんより日本のコンビニスイーツのほうが断然おいしいです。

「衣」については、有名なファストファッションのブランドはすべて中国で事業展開していますし、ファッションにさほど興味のない中年男性にとっては十分です。日本より若干、価格が高いように思いますが、中

国では日本のユニクロも大人気です。

衣食住のなかで最も不満が大きいのは「住」です。まず、北京の不動産は高すぎます。東京、大阪の不動産と比べても北京の不動産は高すぎると思います（北京の不動産価格はこの15年で9倍になったそうです）。高額な家賃のせいで、我が家の生活費は、日本で生活していたときよりかなり高くなっています。また、公共料金の支払いについては支払方法が日本と異なっており、電気、水は先払い方式になっています。電気、水（お風呂のお湯やトイレの排水）が切れて使えなくなると、夜中でも買いに行かないといけなくてちょっと不便です。携帯電話やインターネットなどの通信費は家族1か月で4,000円ぐらいで日本よりかなり安いと思います。また交通費も安く、バスや地下鉄などの公共交通機関の料金は数十円からで、タクシーは初乗り料金が200円ぐらいで、1時間ぐらい乗っても1,500円ぐらいです。

現地の業務環境については、私が現在、勤めている特許事務所では日本の特許事務所の管理方法を参考にしているので日本と大きく異なることはありませんが、一般的に言って、外国出願人（外国企業）の案件ばかりやっている特許事務所（従来、渉外事務所と言われていた特許事務所）と、国内出願人（中国企業）の案件をやっている事務所とでは仕事のやり方が大きく異なっていると思います。外国企業の案件ばかりやっている特許事務所では翻訳の業務は多いですが、発明者と打ち合わせて明細書を作成する業務を担当する機会は少ないと思います。一方、国内出願人の案件をやっている特許事務所では、大量の国内案件を捌かなければならず、当然、明細書を作成する業務がメインとなります。また、国内出願人の案件をやっている事務所には、保険の勧誘のように潜在顧客に電話をかけて特許出願を勧める、数十人規模の営業部隊がいる事務所もあります。また、中国では、複数の特許事務所に入札をさせて案件を依頼する特許事務所を決める中国企業が多く、特許事務所の企業に対する営業の仕方は、日中で大きく異なっています。

### 4. 海外で働くメリット

生活面では若干の不便があるものの、海外で働くメリット、特に新興国で働くメリットは少なくないと思います。個人的に中国で働いて一番よかったと思うことは、日本の若手弁理士であっても現地の知財業界の

重鎮、または将来、重鎮になるであろう現地代理人とコネクションをつくるチャンスがあることです。実際、私も第三次専利法改正の責任者であった尹新天先生とお知り合いになる機会があり、中国の専利代理人であればほぼ全員が読んだことがあるであろう「中国専利法詳解」の日本出版プロジェクトに参加することができました。尹先生は、1980年代から始まった中国知財業界の発展を第一線で見届けてきた、まさしく中国知財業界における生き字引と言っても過言ではない方です。このような方と、中国特許実務の論点について議論したり、食事やカラオケをご一緒させていただいた経験は、私にとって宝物です。海外でクライアントの事業、知的財産に関する問題を解決するためには、現地の法律、運用を知っていることだけでは不十分で、現地での人脈、優秀な現地代理人との連携、コミュニケーションが最も重要だと思います。この点において、現地の知財業界に飛び込むことが、最も直接的かつ効果的な方法だと思います。

## 5. 最後に

近年、日本の特許出願件数というパイは縮小傾向にあります。日本の外から知財業界を眺めてみると、

グローバルな知財業務は増加傾向にあり、日本の弁理士が活躍できる場面はむしろ多くなってきているのではないかと思います。このような知財業界を取り巻く環境の変化の中で、日本の特許事務所で働く外国の代理人（特に中国の専利代理人）の数と比べて、外国の特許事務所で働く日本の弁理士の数が少なすぎるような気がします。日本企業の海外における事業活動をサポートし、知的財産立国を実現するために日本の弁理士の担うべき役割は小さくなく、また海外には日本の弁理士に対するニーズ、活躍できる場が非常に多いと思います。また、私の経験からすると、実際に海外で働いてみると、心配していたほど現地で働くことの敷居は高くないと思います。海外の特許事務所で働いてみたいが、いろいろな問題で諦めざるを得ない方もいらっしゃると思いますが、すでに問題を十分に検討した後であれば、それ以上は日本にいて悩むより、現地に行って悩むほうがいいかもしれません。無責任なコメントばかりになってしまいましたが、本稿が少しでも日本在住の弁理士、特に若手弁理士の参考になれば幸いです。

(原稿受領 2017. 6. 30)

## パンフレット「弁理士Info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。

一般向き。A4判30頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。

(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: 03(3519)2361(直)

FAX: 03(3519)2706

